

議案第 24 号

京丹後市火災予防条例の一部改正について

京丹後市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

国の法令改正に基づき、新たに簡易サウナ設備の位置、構造及び離隔距離等の基準を設けるほか、大規模地震時の電気火災対策として住宅火災予防の推進を図るため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市火災予防条例の一部を改正する条例

京丹後市火災予防条例（平成16年京丹後市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第 29 条の 7 第 1 項第 1 号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第 44 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第 44 条第 7 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

現行	改正案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>第8条～第29条の6 (略)</p> <p>(住宅における火災予防の推進)</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する<u>住宅用防災機器</u> <u>その他</u>の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第30条～第43条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p> <p>第45条～第51条 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>第8条～第29条の6 (略)</p> <p>(住宅における火災予防の推進)</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する<u>住宅用防災機器、感震ブレーカー</u> <u>その他</u>の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第30条～第43条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p> <p>第45条～第51条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年3月31日から施行する。</u></p>

京丹後市火予防条例の一部改正 改正概要

議案第24号

資料1

No.	改正条項等	形態	内容
1	第7条の2	規定の追加	簡易サウナ設備を追加した。 【簡易サウナ設備】 テント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。※資料2-図1参照
2	第7条の2第1項第1号		建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこととした。
3	第7条の2第1項第2号		簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断できる手動及び自動の装置を設けることとした。 ※ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとした。
4	第7条の2第2項		簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準について、第3条（炉）及び第5条1項（ストーブ）の規定を準用することとした。
5	第7条の3	見出しの整備	見出しのサウナ設備を一般サウナ設備に改める。 【一般サウナ設備】 簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）を一般サウナ設備という。
6	第7条の3第1項	文言の整備	条文中にあるサウナ設備を一般サウナ設備に改める。
7	第7条の3第1項2号		条文中にあるサウナ設備を一般サウナ設備に改める。
8	第7条の3第2項		条文中にあるサウナ設備を一般サウナ設備に改める。
9	第29条の7第1項第1号中	文言の追加	住宅における火災の予防を一層推進するため、その普及促進を図る対象機器に感震ブレーカーを加えるもの。 ※資料2-図2参照
10	第44条第6の2号	規定の追加	簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）を追加する。
11	第44条第7号中	文言の整備	条文中のサウナ設備を一般サウナ設備に改める。

図1



テント型サウナ

バレル型サウナ

サウナストーブ

感震ブレーカーの種類

図2

分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤タイプ (後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5~8万円 (標準的なもの)	約2万円	約5,000円~2万円	3,000円~4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要